

## 平内町立小・中学校施設の開放に係る利用団体登録について

平内町教育委員会 学校教育課

平内町では、地域で活動する児童生徒のスポーツクラブ等(以下、クラブとする。)を対象とし、管内小中学校の学校施設を学校教育の支障のない範囲において開放します。

使用を希望するクラブは、下記登録条件及び開放学校の使用可能種目、使用日時、使用条件、使用についての注意事項を確認したうえで、平内町公式ホームページ内学校施設予約申請フォームまたは教育委員会学校教育課窓口から利用団体登録の申請を行ってください。

### 1 開放学校

	小湊小学校	東小学校	山口小学校	平内中学校
バスケットボール	○	○	○	○
フットサル	○	○	○	○
バレーボール		○		○
バドミントン		○		
卓球				○
ダンス		○	○	
その他屋内軽スポーツ		○	○	
陸上(グラウンド)	○	○	○	○
サッカー(グラウンド)	△	×	×	○
野球(グラウンド)	×	△	△	○
柔道・剣道・空手	×	×	×	○
平日開放時間(屋内) 平日開放時間(屋外)	16:00~20:00 16:00~18:00	16:00~20:00 16:00~18:00	16:00~20:00 16:00~18:00	16:00~20:00 16:00~18:00
休日開放時間(屋内) 休日開放時間(屋外)	8:00~20:00 8:00~18:00	8:00~20:00 8:00~18:00	8:00~20:00 8:00~18:00	8:00~20:00 8:00~18:00

○:使用可能 △:管理責任者と要協議

※小湊小学校体育館は、施設構造及び児童生徒の安全面を考慮し冬期間(積雪時期)の外部団体への開放は行わない

※平内中学校の施設利用については、中学校側と要協議

スポーツ用具は、原則として使用団体が準備してください。ただし、学校長の許可を得た場合に限り学校備品を使用することができます。

## 2 団体登録の条件

- (1) 学校施設を利用するには、平内町教育委員会への「学校施設利用団体登録申請」を必要とする。申請許可をもって団体登録とする。
- (2) 申請できるのは、「体育、スポーツ開放」及び「社会教育開放」を目的とする団体とし、①から⑥に同意された団体とする。
  - ①メンバーの総数が5名以上(代表者は含まない)であること。
  - ②代表者は18歳以上(高等学校等の在籍者を除く。)とし、構成員は原則、町内の居住者かつ平内町立小中学校児童生徒であること(※構成員の50パーセント以上または8名以上が町内の児童であることが必要)。
  - ③使用開始前に団体として使用者全員がスポーツ安全保険等の障害保険・賠償責任保険に加入していること。
  - ④使用団体が多数の場合は、使用制限する場合があります。
  - ⑤学校施設の整備(清掃活動等)に積極的に協力してください。
  - ⑥災害発生のおそれがある大雨、洪水、暴風雪などの警報が発令された場合及び熱中症警戒アラートが発令された場合は使用を中止とします。

## 3 団体登録及び施設利用の手続

- (1) 団体の代表者は、平内町教育委員会に学校施設利用団体登録の申請を行い(平内町電子申請・届出システム(※来所受付も可)、平内町教育委員会より学校施設の申請許可及び利用登録(利用団体登録証の交付)を受ける。
- (2) 団体の登録の有効期間は、団体登録をした日から当該年度末(3月31日)までとする。
- (3) 登録の変更をする場合は、平内町教育委員会に変更申請するものとする。

## 4 開設場所、利用日及び利用時間、利用可能種目

- (1) 開設場所、利用時間、利用種目は原則「1 開放学校」のとおりとする。

※その他、開設場所の学校長が認める場合は、上記以外の開放も可とする。
- (2) 利用する時期は、各学校の教育活動に支障がないことを第一とし、卒業式や入学式などの学校行事・PTA行事での使用日・夏季休業中閉庁日(8/13頃)・年末年始(12/29~1/3)は除く。

## 5 施設での活動内容

### ○スポーツなど

※暖房機(電気ストーブ等)の使用は、壁面や物品を傷つける可能性があるため、体育館での使用を原則禁止する。

## 6 管理責任者と利用責任者

- (1) 当該校長は、管理責任者を置く。
  - ①管理責任者は当該校長が任命する。
- (2) 利用団体は、利用責任者を置く。
  - ①夜間や休日などで、教職員が不在の場合の施設開放については、登録されている利用団体で利用責任者を置き、その者が事前に管理責任者から鍵を借り受け、責任を持って解錠・施錠をする。
  - ②利用責任者は、鍵の管理に責任を持つこととする。

## 7 利用に当たっての留意事項

- (1) 利用に当たってのお願い
  - ア 利用責任者は、予め学校から鍵を借り受け、開錠・施錠を行う。
  - イ 利用者は、施設利用中、不審者等の侵入を防止するために利用扉の施錠等に十分配慮する。
  - ウ 利用者は、予め届け出ている利用場所のみを使用する。
  - エ 体育館は、ステージ・ステージ両脇・ギャラリーは使用厳禁。ネットを適宜利用し、ステージやギャラリーにボール等を入れない、また小さな子どもの遊び場にしない。
  - エ お茶、食事は定められた場所のみとし、食べがら等は全て持ち帰る。
  - オ 利用後は、必ず清掃、整理整頓をし、元の状態に復元する。
- (2) 平内町教育委員会は、(1)の定めに対する行為のあった利用者には、利用の承認を取り消す場合がある。
- (3) 施設を定期的に利用する場合は、新規利用団体との平内町教育委員会が行う施設利用の日程調整に協力するものとする。
- (4) 校舎等の破損事故が生じた場合は、「8 連絡先」のとおり、管理責任者へ必ず連絡する。また、施設や備品等を破損若しくは滅失した場合は、経年劣化や老朽化によるものを除き、その利用団体が速やかに現状復帰(弁償)をする。
- (5) 施設使用中に、施設内及び駐車場や校地内で生じた事故は、利用団体の責任での対応とし、「8 連絡先」のとおり、管理責任者へ必ず連絡する。
- (6) 体育館に設置している冷暖房は使用不可とする。
- (7) 利用団体は、毎月25日までに次の月の使用計画書(練習日程)を学校管理責任者に提出する。
- (8) 学校敷地内(校舎外含む)はすべて禁煙とする。

## 8 連絡先

- |   |
|---|
| •校舎等の破損事故などが生じた場合<br>•施設使用中に施設内及び駐車場や校地内で事故が生じた場合 |
|---|



翌学校開校日に速やかに以下へ連絡すること(連絡時間帯 9:00~15:00)

各学校の管理責任者(各小・中学校 教頭)

小湊小学校 017-755-4573

東小学校 017-756-2352

山口小学校 017-755-3205

平内中学校 017-752-1256